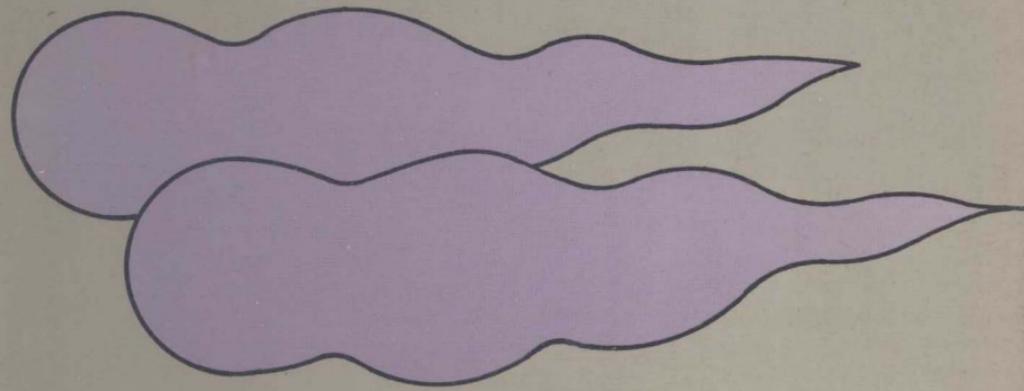


# 昭和史片鱗

横溝光暉著



昭和  
史  
片  
鱗

著　者　(よこみぞ・みつてる)

明治30年横浜市に生る。横浜一中・一高を経て、大正10年東大法学部卒業。

仕官して内務事務官、内閣書記官、情報委員会事務官、内閣情報部長、岡山・熊本県知事を歴任。

昭和19年退官後京城日報社長に就任。終戦後公職追放、その間日本繊維工業（株）勤労文化研究所長。追放解除後弁護士登録、中央更生保護審査会委員・法務大臣官房司法法制調査部顧問、社団法人国民出版協会会长、小田急電鉄（株）顧問等に就任。

現在　国立公文書館顧問、社団法人国民出版協会顧問、小田急電鉄（株）監査役等。

昭和史片鱗

定価 一、二〇〇円

昭和四十九年十一月二十日　印刷  
昭和四十九年十二月十日　発行

著　者　横　溝　光　暉

發行者　下　村　亮　一

發行所　株式会社　經濟往来社

東京都新宿区四谷四丁目十一番地  
電話 東京 (三五七) 〇八一一一五

印刷 新灯印刷株式会社  
製本 誠製本株式会社

0021-341301-1814

## はしがき

四度死線を越えながらも、明治・大正・昭和の三代を生き続けて、私は昨年喜寿の年を迎えることができた。四恩に感謝しなければならない。

大正十年学窓を出てから、社会人としての活動は大部分昭和の時代である。その昭和の時代も將に半世紀に垂んとしているが、その前半はまことに疾風怒濤の時代であった。私は、たまたまその時代に御奉公して、その流れの中に尊い体験を重ねた。殊に図らずも昭和史の中の重要な事件に直面して、いささか微力をつくすことができたのである。

それは、もとより昭和史の片鱗にすぎないけれども、それをそのままに記録して残すことは、後世へ一史料を提供することになろうかと思い至った。まして、終戦後は昭和史の研究が盛んになり、殊に極東国際軍事裁判によつて多くの史料が発掘され、専門の歴史書から関係者の伝記・追想録・雑文または小説・物語の類に至るまで、夥しい文献の出版を見るに至つたが、その中には、私自身の狭い体験範囲に限つても、誤謬や不正確なものを度々発見したのである。

史観や批判は別として、事実そのものだけは正しく書き伝えられなければならない。然るに学

者や関係者の著述において誤謬の存在する所以のものは、原典について確めなかつたり、或は不正確な資料を孫引きしたりしたためであらう。私の持論であるが、私は凡そ事ある毎にその事に当つた者は、須らくその都度正確な記録を書き残しておくべしと思つてゐる。歳月を経て執筆すると、忘失を免れないし、記憶も既に薄らいでいるであらうし、またその間他の文献または伝聞による雜音・智識が介入しがちであるからである。

こんなことを考えつゝ、私は私自身の体験した幾つかの歴史的事実について、その体験の範囲内で記録しておこうと思つた。それには、出来得る限りその事実発生に近い時の手記を基礎としてとりまとめるのがよいと考へた。かくて、ともかく往年執筆しておいたもの及び今回新たに起稿したものを作り、茲に昭和史の片鱗に触れたものとして九篇を得たので、喜寿を記念してこれを出版し、大方の御叱正を仰ごうと志したのである。

よつて先ず原稿全部にわたり、東京大学の岡(義武)名譽教授・伊藤(隆)助教授及び国立公文書館の岩倉(規夫)館長三先生の高覧に供し、多くの適切な御教示を辱うした。厚く御礼申し上げる次第である。また一部については、執筆當時国立国会図書館の角田順博士に見て戴いたこともあり、法令調査・事実確認等の為には、国立公文書館・内閣官房総務課・内閣調査室・法務大臣官房司法法制調査部の職員諸君の労を煩わして種々とお世話になつたし、いよいよ出版に当つては、社団法人国民出版協会の下野(信恭)会長の御斡旋によつて、出版事情悪化の際にも拘らず、經濟

往来社でお引受け下さることとなり、下村(亮一)社長・中島(悦敬)出版部長に格別御高配を戴いた。此等の方々に対し深甚の謝意を表するものである。

昭和四十九年十一月

横溝光暉

目 次

はしがき	1
森恪さんの追想	3
回想五・一五事件考	
回想二・二六事件考	
反軍知事始末記	153
「爾後国民政府を対手とせず」	
内閣情報機構の創設	219
玉野市の誕生	259
開戦の詔書・終戦の詔書	289
『京城日報』の終刊	327
	177

昭和史片鱗



森恪さんの追想

昭和六年十二月十三日、犬養内閣が成立した時、森さん——どうも鹿爪らしく「森恪先生」といふよりも、私にとっては「森さん」と呼んだ方が親しみがある——が「内閣の大番頭」と俗にいわれる内閣書記官長になった。この内閣をきり廻し、「大物書記官長」といわれた実力者であり、内閣の大黒柱であった。大臣ではないが、実際は副総理の格であったように思われる。私はこの大書記官長の下で、はからずも内閣官房総務課長に抜擢され、私の一生の中で最も感激し、最も緊張し、最も精励したご奉公ができたのである。

私が森さんに辱知の榮を得たのは、昭和二年成立の田中（義）内閣の時である。当時、森さんは田中兼任外相の下で外務政務次官だったが、鳩山（一郎）内閣書記官長と親友の間柄から始終書記官長室に見えており、政治的には書記官長の仕事まである程度遂行しておられたようと思われた。鳩山書記官長は、きわめて香氣な方で、閑があると書記官長室でクラブを振つてゴルフの練習をしておられたくらいであるから、蔭になり日向になつて、森さんがこの親友のために補つていたものであろう。他人が鳩山書記官長を非難すると、森さんはいつも「あれは好い奴ですね」といつて庇つておられ、私はその友情の厚いのに感銘したのであった。

私は、田中内閣成立当時、内務事務官として内務省警保局の保安課に勤めていた。時たまたま

内閣書記官と法制局参事官各一名について内閣から内務省に対し推薦方の依頼があり、私と入江俊郎君（後の最高裁判所判事）に白羽の矢がたてられ、私が内閣書記官に、入江君が法制局参事官に転任することになった。

当時、私は警保局で仕事に熱中していた。仕事にすこぶる興味を覚え、きわめて愉快に働いていた。一方、内閣書記官の仕事がどんなものかも知らず、内閣に誰も知った人がいない。だから転任についてはあまり積極的になれなかつたが、人事を扱っていた内務省の秘書官大島辰次郎氏は、一高（旧制第一高等学校）撃劍部の畏敬する先輩で、「先輩が行けといつたら行くもんだヨ」といわれるし、また同じく一高撃劍部の先輩で格別親しく面倒みていただいた船田中氏も、かつての内閣書記官の経験から「ぜひ行け」と勧められるので、転勤することになった。こうして田中首相、鳩山書記官長の下に内閣書記官を拝命した私が書記官長室に出入りしているうちに森外務政務次官におめにかかるようになり、信頼をも受けるようになつた。ある時「衆議院と貴族院の相違点を調べてくれ」と依頼され、「両院差異概観」なるものを書き上げて報告したことなどもあつた。

その後、浜口内閣、若槻内閣と民政党内閣が続いて、昭和六年の暮、再び政友会内閣として犬養内閣が成立した。昭和六年十二月十二日、大命が犬養毅氏に降下し、四谷の犬養邸が組閣本部となつた。内閣更迭の場合、組閣本部で組閣の準備がある程度進捗するべく、首席の内閣書記官に

組閣本部への出頭方申入れがあり、早速首席書記官すなわち内閣官房総務課長が課員一名を帶同して本部に出向き、組閣に関しての事務的準備を完遂するのが通例である。しかるに、この日組閣本部から私に電話がかかってきた。電話の声は太田正孝氏で、「鳩山先生からですが、種々お頼みしたいからすぐ犬養邸に来ていただきたい」というのである。これはまことに異例なことで、末席書記官の私は、首席書記官に対し、如何すべきか指示を仰ぎ、従来通り総務課長が行かれて然るべき旨を述べた。しかし、せっかく先方からそういってきただから君行ってくれといわれ、私はこの仕事に習熟している佐野（小門太）総務課員を帶同して犬養邸に赴いたのである。

大命を拝受した犬養氏は、まだ帰邸されていなかつた。帰途高橋是清翁を訪ねて、蔵相としての入閣を懇請されていたらしい。犬養邸の玄関には、景気よくお祝の四斗樽がおかれ、柄杓で自由に飲めるようになつており、多勢の人々が出入りしていた。組閣風景というものを、この時私は初めて見たのである。私は奥の一間に案内されて待機したわけだが、まもなく犬養氏も帰邸され、ご夫妻で挨拶においてになつたのにはまったく恐縮した。組閣はどんどんと進み、夜半三時頃にはほとんどきまつた模様であつた。

ちょうどその頃、鳩山さんと森さんの二人が突然入つて来られた。いささかお酒が廻つているようであった。そして鳩山さんの命ぜられるには、明朝親任式が出来るようにしてよといふのである。ところが翌十三日の正午には、すでに若槻首相の名をもつて、ジュネーヴ一般軍縮会議の全

権及び随員を午餐に招待してある。もし午前中に親任式が行なわれて内閣更迭が実現すると妙なことになる。それに初閣議も行なわれなければならないし、新内閣発足にも影響が少くない。

鳩山さんは田中内閣の当時寵用されたので親懇の心持も手伝つてか私はこの要望に対し率直に「それはいけません」と、この首相官邸における午餐会の予定のあることを申し上げた。ところが鳩山さんは、それは新総理の名をもつて呼べばよいと、午前中の親任式強行をくり返された。

私は、午前中に内奏をすませておけば、もう動くこともないし、せっかく前首相がその時代の全権・随員の慰労をなさろうとする午餐会であるから、それがすんで然る後に内閣の更迭を来すのが至当であることを述べた。そして遂に「それが武士道というものではありませんか」と、まことに無遠慮な発言をしてしまった。後で反省してみると、生意気なおこがましいことであつた。すると森さんが傍から「そりやおめエのいうとおりだ、それでいい」と私の主張を採り上げられた。鳩山さんもそれで何ともいわれず、是に於て午餐会は予定通り催されることとなつたからその時間を勘案し、閣員名簿捧呈を午前十時、親任式を午後二時として準備を進めた。かくて若槻内閣は滞りなく退陣されたのである。森さんという人は、こういう人物であつた。

いよいよ犬養内閣が成立し、森さんが内閣書記官長に就任されると、またまたまったく思ひがけない異変が起つた。それは、私に対する森さんの「これから内閣の仕事は一切おめエにやつてもらう」というご託宣である。冗談じやない、私は當時末席で上には二人の先輩書記官がいる。

いすれも立派な人である。これらの先輩をさしあて末席の私に何ができるようか。下の者が上の者をさしあてのさばることは、官場の秩序を破ることになる。慎むべきことである。私はこの事を率直に申し上げたが、しかし上の二人が栄転されるというならば、それはやむをえないことも附け加えた。そうすると、森さんはいとも簡単に「そんな事はわけはない」といわれたが、それからまもなく内閣更迭による恒例の地方長官異動の請議書（地方長官は勅任官で閣議の決定を要し、決定後首相から上奏御裁可を仰ぐので、その閣議を請う書類である）が内務省から提出されたのを見るに、その中に首席書記官の氏名があつて知事に栄転され、また拓務省からの拓務書記官等異動の上奏書類の中に次席書記官の氏名があつて拓務省の課長に栄転がきまつた。まったく驚くばかりの早業である。

そこで私は両上席書記官の職——内閣官房総務課長と記録課長——の後任となり、新たに二人の書記官を探らねばならぬこととなつたが、その二人の選考も私に全然一任されたので、内務・拓務両省から一高（旧制第一高等学校）同窓の有能な新進を迎えることにした。しかし、内閣官房の仕事は、内閣の機務に関し、相当年期を入れねば容易ではない。いかに有能の士といえども就任匆匆にして出来るものではない。現に私自身すでに四年半の経験を経たものの、なお総務課長になるなどは早すぎる事、いやしくも官界人事を知つている人の気付かれたところであろう。

森さんは、私を相当の年配と見ておられたらしい。それは後日何かの機会に、「君はまだ若いん

だつてなア」と言われたことがあるのでわかつた。恐らく「あんな若い者をどうして……」といふような中傷でもあつたのではなかろうか。それはともかく、私は森さんのこの知遇にすっかり感激した。

## 二

「内閣の仕事は一切おめエにやつてもらう」というお言葉に対し、この大きな信頼に応えるべく、私は「事務は一切引受けましたから政務の方を大いにやつて下さい」とまたまた大それたことをいつてしまつたのである。ところが、この大言壮語にかかわらず、この絶大なる信頼に応えるどころか、たちまちとんでもない大失敗をやつてしまつた。しかしその結果は私と森さんとを、もはや切つても切れぬ信頼と傾倒のきずなで堅く結んだ。

組閣後もなく新年を迎えて、昭和七年一月八日には恒例の陸軍大観兵式が行なわれ、代々木練兵場への行幸があつた。内務大臣は警衛の最高責任者である。しかるにそれに先だち内務大臣の大坂への出張につき御裁可を仰ぐ書類が内務省から内閣官房に提出された。すなわち内務大臣は大阪に出張して当日は在京されないわけである。当然私はこれをチェックすべきであったが、うっかりして御裁可を仰いでしまつた。この失敗も、当日何事も起らなければ問題にはならないのであるが、起らないどころか当日いわゆる桜田門事件という御警衛上の重大事件が発生したの

である。すなわち練兵場から還幸の途次桜田門外で朝鮮人の土工李奉昌なる者が、突然奉拝者中から幽籠に向つて手投弾を投じたのである。幸にして御料車に異常なく、宮内大臣乗用の馬車に僅かな損傷を与えたにすぎなかつたけれども、往年の虎の門事件にも比すべきものとして、組閣後まだ一ヶ月も経たぬ犬養内閣は、忽ち倒閣の危機に瀕した。

虎の門事件の先例に従えば、内閣は総辞職しなければならない。野党としては棚からぼた餅に相違ない。政府問責の火の手は盛んになつた。

これに対し、犬養首相は早速参内してお詫びを申し上げ、辞表を捧呈したのであるが、優謹を挙げて留任することとなつた。それを議会で追及されると、「多年の修練による心境の変化」によるものと答え、さらに一層国政に励精してこの責任を償うという心持を明かにされた。この言葉は、後日、五・一五事件の際の「話せばわかる」とともに、犬養首相の名文句として有名なものになつた。

ところで、内閣はそのまま留つても、御警衛関係者の処分を行なわなければならないことは当然である。当面の責任者として警視総監の進退問題がある。虎の門事件の先例によれば警視総監は懲戒免官になつた。懲戒免官にするか否かは、やはり一応調査の結果手続をとらなければならぬから、たとえ本人が恐懼して辞職の意思を表明したとしても、直ちに依願免本官の手続をとることはできない。依願免本官の発令後においてこれを懲戒免官に変更するわけにはゆかないか